

# 内外教育

2020年(令和2年)6月26日(金) 第6838号  
(購読料金 税抜月額4,000円)

●昭和21年12月12日 第3種郵便物認可●毎週2回火・金曜日発行  
(但し祝日等を除く)●発行所 〒104-8178 東京都中央区銀座  
5丁目15番8号 時事通信社 ©時事通信社2020  
誌面内容に関するお問い合わせ(編集部) educate@grp.jiji.co.jp  
ご購入に関するお問い合わせ(業務管理部) dokusya@jiji.co.jp

## 時事通信社

### 目次

〈教育長はこう考える〉  
山田利幸長野県茅野市教育長に聞く  
行政との役割分担、協働で進める働き方改革  
..... 2~3

〈モンスター・ペアレント論を超えて〉  
第447回 志望校不合格で訴えられる  
小野田正利・大阪大学名誉教授 ..... 4~5

〈特集〉施設、設備の老朽化が課題  
全国都道府県教育長協議会の研究報告  
一②青少年教育施設 ..... 6~7

〈評の評〉教育誌6月  
コロナ禍が問う学校の意義と役割 ..... 8~11

〈わたしの学校経営〉  
谷口克也・加賀市立錦城中学校校長(石川県)  
..... 12

〈授業を創る〉  
向山明佳・三重県立名張青峰高等学校教諭 ... 13

〈アンテナ・スポット〉  
▷高校への支援員配置が奏功▷発達障害支援学級  
を初開設▷学校衛生サポーターを配置▷修学旅行  
の実施を全国に依頼▷ネット授業「ノウハウ動画」  
公開▷県立校のインターネット回線増強▷共通テ  
スト日程2パターン、など ..... 14~17

〈本〉スタディサプリ 三賢人の学問探究ノート  
..... 18

〈教育法規あらかると〉  
プール活動と指導・監督体制 ..... 19

〈ラウンジ〉日本と違う日本 ..... 20

## 「学習と指導」の改善に 生きる評価を

P D C A の四つのアルファベットを初めて知っ  
たのは、今から35年も前のこと。日本の玩具の聖  
地「おもちゃのまち」、栃木県壬生町のバンダイ  
栃木工場を見学した時だ。

設計から製作、組み立て、検査、出荷まで担当  
する生産部門の工場に「PLAN(企画)、DO  
(実行)、CHECK(検査)、ACTION(対  
策実施)」と書かれたステッカーが掲示されていた。

特に目が付いたのは、CHECKと  
ACTIONの文字だった。この企業では、既に  
P D C A サイクルで品質の高い玩具の生産に取り  
組んでいた。

総合初等教育  
研究所参与 ●北 俊夫



学校教育の場でも、P D C A サイクルが重視さ  
れている。評価を指導のゴールではなく、次の指  
導へのステップとして捉える考え方である。

学習評価が課題になると、評価規準の作成方法  
や評定結果の記載の仕方が話題になる。評価結果  
は、通知表や児童(生徒)指導要録を記載する際  
の資料として活用される。ここでは、さまざまな  
データを基に、多くの時間と労力と神経を使った  
作業が行われている。

保護者は、学期末に渡された通知表をどのよう  
に活用しているのか。次年度の教員は、指導要録  
をどの程度活用しているのか。通知表や指導要録

の記事に投入された労力に見合った活用がなされ  
ていないのであれば、労多くして功少なしである。  
これまでも、評価結果を教員が授業の改善に生  
かす趣旨から「指導に生きる評価」が強調されて  
きた。今日、評価結果を子どもが自らの学習改善  
に生かすことも求められている。いずれも学習と  
指導の過程において、評価を重視する視点である。  
子どもに確かな学力を付けるために、評価した  
結果を子どもの学習と教師の指導の改善にいか  
にフィードバックさせるか。その手  
だてを明らかにする必要がある。  
「CHECK↓ACTION」  
の過程を工夫することが、授業の  
質向上につながるからだ。各学校  
の授業課題に位置付けてほしい。



## 教育長は……

## こう考える



### ① 山田利幸長野県茅野市教育長に聞く

## 行政との役割分担、協働で進める働き方改革

長野県茅野市は、2018年度に子どもの発達や虐待、不登校などの相談を一元的に受け付けることも・家庭総合支援拠点「育ちあいちの」を教育委員会の中に設置した。幼児教育課、こども課、学校教育課の3課を横断する体制を採り、福祉と教育分野の各スペシャリストを集めることで、学校だけでは解決できない、複雑化した問題に対応している。学校と教委が担うべき業務を明確にし、役割分担を進めることで、教職員の長時間勤務の改善を目指す。「子どものための働き方改革」を宣言する山田利幸教育長に、その思いを聞いた。

### ■ 学校業務に専念

——「育ちあいちの」設置の経緯は。

設置前は3課の横断体制が無く、相談があれば各課がそれぞれ対応していて、横の連携が不十分だった。例えば、不登校の要因は、勉強ができないこともあるし、友人関係、教員との関係もある。これらは、知恵を絞って学校で解決しなければならぬが、夫婦、子育て、経済的な問題など家庭で問題を抱えている場合は、役割分担をして協働

で取り組み、専門家がチームをつくって関わるのが重要だ。経済的な問題は、保護者の就労の支援までです。今までは、学校が全部解決しようとしたため、できなかった。時間的な負担となり、それ以上に、教員の精神的な負担になる。虐待が疑われる事案など、何か問題が発生すると、支援



インタビューに答える山田教育長

体制が立ち上がるまでに1週間程度を要し、まずまず状態は悪化する。「育ちあいちの」をつくったことで、これを約4時間でできるようになった。12年度に市長部局の保育所業務を教委に移し、こども課、幼児教育課、学校教育課から成るこども部を設置し、教委を再編した。子どもが生まれる前から18歳になるまでの一貫した支援体制を確立したことが「育ちあいちの」の設置に役に立った。子どもの育ちの問題は、昔と違って複雑化し、学校だけでは解決できないことから、教員も苦しんでいる。私も教員時代、クラスで不登校や不応の問題が起きたときは、一生懸命努力したが限界があった。それを、総合的にみんなで考えなければならぬという思いがあった。

——「育ちあいちの」を構成するメンバーは。

17人体制で構成され、それぞれのスペシャリストがそろっている。こども・家庭相談系の係長は福祉職。その他、保健師やスクールソーシャルワーカー(SSW)、スーパーバイザーとして前長野県中央児童相談所長が居る。また、働き方改革の核となる県配置の総合統括コーディネーターを置き、各学校には担任など他の業務と兼務する形で統括コーディネーターを配置。何かあれば、統括コーディネーターが窓口として、総合統括コーディネーターにつき、早期の支援体制をつくる。虐待だけではなく、不応や発達障害など学校だけでは解決できない問題は、一緒に動いていく。

——「育ちあいちの」が受けた相談件数は。

18年度の相談件数は延べ4673件。このうち、

学校からは1016件、家庭や親戚からは1538件だった。徐々に相談しやすくなったせいか、学校と家庭からの相談が増加した。概算だが、市内に9校あるうちの一つの小学校では、18年度に「育ちあいちの」が関わることで、これまで問題の対応に要していた時間を約2000時間削減できた。実際は、学校側の対応時間をどれだけ削減できたか考えるとき、問題をどれだけ高い質で解決できたかが問われる必要があるが、それは数値化できない。学校や家庭の問題を認識して一緒に解決しようと、オープンしてから、学校側からの相談がかなり増えてきた。教員の長時間勤務を改善し、本来の学校業務に専念できるようにすることが大切だ。

## ——「育ちあいちの」を設置して、学校現場から はどのような報告があったか。

最も大きな変化は、教員が今までは忙しくてできなかった自己研さんや、習い事をできるようになったこと。生活をより充実させる方向に向き始めている。自ら生き方を考え、より豊かな生き方を実践することが、教員のパワーになると思う。学校と自宅の往復だけという生活から抜け出す必要があり「育ちあいちの」を設置することで、良い変化があった。われわれにとつて働き方改革は「子どもの学校づくりのための働き方改革」。「育ちあいちの」で対応するなど働き方改革を進めることで、子どものための質の高い学校づくりに還元されなければならない。今後の課題は、特に、高校生に対する相談や支援体制の強化。高校入学

■2020年(令和2年) 6月26日 内外教育 第3種郵便物認可

後に、どのようなフォローが必要とされるのか。中学生の多くは県立高校に進むので、県のSSWの力を借りて、18歳までの支援を深めたい。

## ■教育のための自己投資を

### ——19年4月に設置した「サポートルーム」の狙いは。

不適応や学力などの問題で、学校には来るが、教室になかなか行けない子もいる。今の学校だとそうした子は頑張つて教室に行くか、校内のどこかに居るしかない。保健室や校長室に行く子もいるが、子どもの立場に立つと、それは決して、居場所には、なつてはいない。学校内で学ぶ場は教室だけではないため、あらゆる場で学んでほしいという気持ちがある。そこで、サポートルームを第三の教室と位置付け、自分のペースで過ごしながら学ぶ環境をつくつた。19年度は、市内全4中学校に設置し、教員を1人ずつ配置して生徒の学習支援に当たつている。復習をする生徒もいれば、絵を描く生徒もいる。学びの多様性を保障することで、それぞれが自ら学びたいことを選択して元気になる。事例によつては「育ちあいちの」とも連携するし、教員の働き方改革にもつながっている。20年度は、小学校の一部でも導入する予定だ。サポートルームに配置する教員は、ある程度力がないと難しい。教室に戻るための場所という位置付けで子どもに接すると、うまくいかない。「あなたはここまで良いから、自分の好きなことをやって。先生は応援しているから」と温かい目で

見守る人が必要だ。

——教員にどのような働き方を実現してほしいか。  
豊かですてきな生き方をしてほしい。自分の好きなことをすると、そのことが必ず教育に還元されるので、生き方の幅を広げてもらいたい。働き方改革で自分の時間を生み出して、教育のための自己投資をする。そういう意味でも、子どものための働き方改革で、それを達成するために、教員が豊かな生き方を実践することが重要だ。

### ——今後、力を入れる課題や取り組みは。

「子どもが自分の生き方を作り出す力」を身に付けることが、20年度からの課題。自分は、このような生き方もできるという選択肢をたくさん持つて、生き方を考えられるようにしたい。そのためには、新しい生徒指導と教科指導の在り方に関する研究を大学などと進め、子どもが自分の感情をつかめるようにする。また、子どもが気軽に書けて宝物だと思えるようなキャリアパスポートを、各学校の考えを生かす形で、独自に作りたい。その他、多様な学びの場づくりにも取り組む。学校だけではなく、公民館や博物館、美術館、大学などを学びの場とし、子どもが市全体で学べるような環境づくりにも力を入れる。

【横顔】1956年、長野県岡谷市生まれ。83年に都留文科大学文学部初等教育学科を卒業後、同年長野県教諭に採用。茅野市立永明小学校校長などを経て、2016年から現職。趣味は、週末にするまき割りや短歌、俳句の鑑賞。64歳。

(芝 牙理 長野支局)

# 普通の教師が生きる学校 モンスタリーペアレント論を超えて

大阪大学名誉教授  
小野田正利

## 志望校不合格で訴えられる

第447回

### Point

- ①顧客中心主義、満足主義の進化の中で起きたとと言える裁判
- ②希望の中学校に進めるよう、小学校6年生の担任は、最も適切な受験指導をする義務があると提訴
- ③そのような義務はないと判決は述べたが、担任の妥当な行動も考慮

### 全額返金保証

新型コロナウイルス禍でステイ・ホームをしていると、テレビを見る機会が増え、地上波とBSを何度も切り替えるので、いろんな通販番組があることに、今さらながら驚嘆した。そういえば、地上波テレビを見て消して寝入って、朝起きて電源を入れると、必ずショッピングチャンネルが映し出されるのだ。夜中に妻がこれをじつと見ていた証拠である。案の定、その数日後には私には意味がない通販商品が届く。「またあ、無駄なものを買って」と若干口論になる。

もつとも、通販番組も私にとっては考察のネタ

なることがある。定番フレーズは「今なら30分以内のお電話に限り、何と半額。ただし先着〇〇名様まで(ほんとかよ!)」「2セットなら、さらにお得(二つも要らないよ!)」であった。ところが、最近になって「使つて納得。返金保証」「満足いただけない場合、30日以内なら全額返金」をうたうものが増えてきた。「うーん、怪しいなあ」と思いながらも、実際に返金請求するのは購入者の5%程度であり、同時に、その際に「なぜ、お気に召さなかったのでしょうか?」を根掘り葉掘り聞かれるので、それ自身が商品改善のための重要な情報収集(被験者からの感想)になるというメリットが存在するということらしい。

話は変わるが「お受験」という言葉が定着して久しい。街を歩くと、あつという間に学習塾が乱立していることに驚く。駅近のビルの1階には、20年前はコンビニが入っていたが、今は大都市部も地方の小都市も予備校や学習塾に取って代わった所が多い。「〇〇高校△△名合格」「□□大学◇◇名合格」が窓に大きく貼り出されているだけでなく、合格者名すら書いてあつてびっくりするところもある(ブライバシーは大丈夫か!)

その中に、たまに「合格保証制度」をうたつてるところがある。希望の学校(大学)に不合格だった場合に、かかった授業料を全額返金、あるいは(大学の場合は浪人になるので)翌年度の授業料を無料にするという。ただし、幾つかの条件が付いていて、出席率80%以上、塾が指定する大学を複数受けることなどなので、ハードルが高い。学習塾や予備校では、志望校に不合格だったことで、生徒の親から訴えられることがある、ということが巷間語られているが、実際に裁判になって判決が出たということは管見の限り知らない。

ところが、私立小学校の担任教師が適切な受験指導をしなかったため、志望中学校に不合格になり、自分の偏差値に見合う他の中学校を受験するタイミングを逸したとして、精神的損害の賠償を求めた事案の判決が、2016年3月7日に東京地裁で出されている(確定判決)。

### 内部選考単願受験に不合格

事案は、幼稚園から大学までを経営する学校法人の小学校で起きた。原告X1はこの私立小学校の6年生、X2、X3は両親であり、被告は学校法人Yであるが、6年生の担任教師の行為が問題とされた。X1は、同じ法人の中学校に進学することを希望していたようである。この場合、方法は次の三つがある。一定の成績基準をクリアした上で「内部選考単願受験」(第一志望として入学を強く希望し、合格した場合には入学が義務)、「内部選考併願試験」(幾つかの学校を受験し、

合格した学校を選択可能)、そして「一般入試受験」(同法人立小学校在学中という事実は考慮されない)である。

X1は、14年12月6日に単願受験をしたが、12月9日に不合格が通知された。さらに、15年2月1日から3日まで、3回の一般入試受験もしたが、いずれも不合格であった。原告らは「クラスの大多数が中学受験」する「6年生の担任である以上」「受験を希望している中学校にできるだけ進学できるように、児童の学力と受験する中学校のレベルを勘案しながら」その子にとって「最も適切な受験指導を行う義務(職務執行義務)がある」。にもかかわらず担任は「一般入試受験での合格はハードルが高く」「合格する可能性が極めて低いことを告げなかった」。この義務違反行為によつて、原告は「他校を受験するタイミングを逸し、大きな精神的苦痛を被り、不眠症や脱毛症等に悩まされる毎日を送っており、その慰謝料として250万円が相当」と主張した。なお、この担任によつて、小学校5年生の時から原告は「いじめに等しい扱いを受け」6年生の担任となった際にも「真摯な態度」で接することなく「受験指導もおおざなりであった」ことも付言している。

たとしても、担任はX1の成績から見ても、単願受験も一般入試も合格が難しいことは説明しており、不合格が判明した12月9日にも、合格の可能性のある学校のリストを渡して受験を勧めていた。翌年1月26日には、X1が「親は他校の受験も勧めたけれど、自分にはあまり合わないような気がするのでやめた」と語り、同じ法人の中学進学に固執していたため、担任としては「最後まで頑張れ」と言うしかなかったと、主張している。

この訴訟では、被告の学校法人側も、このような訴えは主張する権利、または、法律関係が事実的、または、法律的根拠を欠く「不当訴訟」であると「反訴」している。不合格になったのは、担任の責任と言われても、恐らく多くの人は「それで訴えることはあり得ない」と思うだろう。しかし、判決では「中学受験をする児童が多い小学校においては、中学受験を考える6年生の児童および保護者に対して、6年生の担任教師が助言をしたり、基本的な受験の仕方等について説明したりしていた」事実関係からは、不当訴訟とは言えないとして、法人側の反訴請求を棄却している。

## 6年担任に受験指導義務はない

本訴の原告の訴えを、裁判所は次のように棄却した(傍線筆者)。「あくまでも中学校までは義務教育であつて、受験を必要とする中学校に進学するかどうかは、児童及び保護者のみが決定する事項」である。「そうすると、小学校側と児童側との間に別段の合意等がない限り……小学校側に何

らかの指導義務ないし助言義務等が発生すると認めることはできない」。仮に、小学校側が中学受験に関する助言等をするに当たつて、児童側に虚偽の事実を述べるなどしたのであれば、そのことの違法性が問題となる余地はあるが、本件では担任に受験指導義務は存在しない。

この判決は、判例として定着したものではないため、下線部のような微妙な言い回しが示されているからといつて、高校受験先を指導する中学校教師や大学受験指導をする高校教師に直ちに影響を及ぼすものではないと思われる。ただし、学習塾や予備校では、この受験指導が存立基盤である以上は、その義務が存在するだろう。とはいえず「受験指導義務」があつたとしても、それはできるだけ限りの情報を基にして、相手に誠実に説明したかどうかという責任であつて、結果として「合格までを確約する」ものではないだろう。

この判決では、やや異例なことに、判旨のかつ書きにおいて、原告X1の成績が芳しくないことは本人と親にも伝わっていること、最も有利な単願入試で不合格になつており、その直後に他校の入試スケジュールを担当が配布している事実があることを指摘している。その意味では「仮に受験指導義務があつた」とした場合においても、この担任は「それを果たしていた」という結論になることを暗示している。

指導責任と結果責任は異なるものであるが、こういった裁判が提起され、判決まで至つたことは、顧客中心主義を象徴する出来事である。

# 施設、設備の老朽化が課題

## ●全国都道府県教育長協議会の研究報告②青少年教育施設

全国都道府県教育長協議会の2019年度研究報告シリーズ第2回は、「青少年の体験活動の推進」について紹介する。教科に関連付けたプログラムを実施するなど利用促進のための工夫を凝らしている一方、施設や設備の老朽化が課題となっていることなどが分かった。

新学習指導要領では、自然体験やボランティア活動、就労体験などの社会体験の充実が求められ、2018年策定の第3期教育振興基本計画でも、子どもの体験活動の機会を確保する必要性が指摘されている。調査は、都道府県が保有する「自然の家」など青少年教育施設の現状と、これを利用する市町村教委の意識に目を向けた。施設の多くが、青少年対策の必要性が高まった1970年代に設立された経緯から、老朽化対策が急がれるとともに、現今の少子化にどう対応するか、また、財政面の課題などの各面で、施設の持続可能性が危ぶまれる状況を浮き彫りにしている。

### プログラムに工夫

対象は、47都道府県(以下、県)と、調査を担当した青森、神奈川、愛知など7府県の279市

町村。それぞれ、教育委員会の社会教育担当部署に調査票を送り、回答を求めた(回収率100%)。いずれの調査も、首長部局が所管する施設は対象にしない。19年7〜8月、同年4月1日を基準日に、一部18年度の実績を含め聞いている。二つの調査結果から特徴的な事例を見ていく。

**【都道府県調査】** 「県立自然の家」などの青少年教育施設を所管していると答えた県教委は、41だった。所管する施設は全体で130施設で、そのうち89施設が指定管理者制度を導入、直営は39施設で、民間資金活用による社会資本整備(PFI)導入が2施設だった。

利用者を増やすために工夫している広報手段(ホームページやポスター・チラシ以外)を、複数回答で聞いた結果は次の通り。

- ▽ダイレクトメール(過去の利用者等への案内) 21件
  - ▽新聞広告・折り込み 13件
  - ▽その他(SNS等) 38件
- 「その他」の回答では、フェイスブックなどのインターネット交流サイト(SNS)を利用して

いるとの内容が多く、調査報告書は「従来の紙媒体である地元広報誌、県広報誌を上回る状況だ」としている。「ラジオ放送での広報」という回答の記述もあった。

18年度の事業実績から、効果的なプログラムの実施状況は、次の通り。

- ①教科等と関連付けた効果的なプログラムの実施 実施している28県 実施していない13県
  - ②立地環境の特性(文化、気候等)や設置経緯等を生かした効果的なプログラムの実施 各同39県
  - ③課題を抱える青少年を対象とした効果的なプログラムの実施 各同27県
  - ④防災をテーマとしたプログラムの実施 各同27県
  - ⑤冬期間など利用者数が落ち込む時期に、利用を促進しているプログラムの実施 各同35県
  - ⑥大人対象、幼児対象、親子対象のプログラムの実施 各同41県
- 次に、体験活動の効果について、どのように検証しているのか質問した。「参加者に対するアンケート」の実施が39県、「活動中や振り返り等の時間で、参加者から直接確認している」が30県、「活動中や振り返り等の時間で、外部指導者から直接確認している」が15県、「外部指導者に対するアンケート」の実施が12県などで、「特に行っ

ていない」が1県あった。

プログラムの効果の検証については「各青少年教育施設で検証している」が37県、「県教委所管課で検証している」が15県、「外部の専門家を含めた委員会等で検証している」が14県などで、「行っていない」が1県あった。

こうした効果検証方法について、4県が「検証方法の見直しを検討している」と答えた一方、36県は「これまで通りとし、見直しは検討していない」と回答した。

検証方法の見直しについて、具体的な記述内容は次の通り。

▽社会教育委員の会議において、有識者の御意見も聞きながら、昨年度から、検証方法の見直しのみならず、条例の改正に向けて、自然の家の在り方をはじめ、自然の家全般について検討している。また、魅力アップ研修会と称して、県立自然の家および担当職員でも同じように検討会を行っている▽参加者の感想だけでなく、分析ツールを用いて、事業内容の達成度合いについて数値化をして評価する

19年4月1日時点で、青少年教育施設の長寿命化計画を策定している県は12県、策定予定が20県で、策定していないのは9県だった。

複数の施設の集約を検討している場合の理由については、「施設の老朽化」が6県、「行財政改革等」が4県、「利用者数減少」が3県となった。

さらに、40県が施設・設備の老朽化が「課題となっている」と回答。その場合の方向性について

は「小破修繕により、現在の施設を維持（1件当たりの工事予定価格が400万円未満）」が25県、「大規模改造により、現在の施設をリニューアルする」が9県、「施設を改築する（同一敷地内への建て替え）」が4県、「施設を新築する（別敷地に新たに建設）」が1県だった。

施設の新築・改築や大規模改造を予定している場合の財源については「地方債」が11県、「県単独予算」が8県、「民間資金」が2県などの結果。

最後に、都道府県立青少年教育施設を維持して行く上で、必要だと思う国の制度等について、特徴的な記述を紹介する。

▽施設・設備の新築及び改修に対する補助制度）▽公立社会教育施設整備補助金の復活（97年度に一般財源化）▽施設の老朽化に伴う改修や建て替え等に係る補助制度の創設▽災害時の避難所機能の設備を兼ね備えた改修や施設新築への補助制度

〔人員配置に係る補助制度〕▽給与国庫負担制度で、各施設に配置する社会教育主事に加配枠を設ける▽体験活動を効果的に行うための専門家招聘に係る補助制度の創設

〔事業に対する補助制度〕▽備品購入（特に安全上必要となる）に係る補助制度の創設▽プログラム充実のための職員研修旅費の補助▽事業運営費の定額補助金制度の創設

都道府県立青少年教育施設を維持していく上で、課題になっていることについては「利用者が集中する繁忙期（夏から秋）における職員の勤務の割

振」教科との関連、現代的な課題に対応したプログラムの開発」「マナー化からの脱却」などの記述があった。

## 老朽化、遠距離が利用の壁

【市町村調査】「一番、利用する施設」について尋ねたところ、各施設の市町村数は、国立（11）、都道府県立（44）、市区町村立（141）、民間等（11）となった。

市町村教委が都道府県立施設を利用していない場合の理由（複数回答）は「施設までの移動時間が長い」が107、「国立施設、市区町村立施設を利用している」が83など。県立施設の利用しにくい点については「施設設備が老朽化している」と「施設までの移動時間が長い」が共に34で多かった。

どのような都道府県立施設であれば、自然体験活動などに活用しやすいかについての記述を見ると、次のような内容だった。▽施設が清潔に保たれており、現在の子どもの生活様式と懸け離れていないこと▽病院施設などが近くにあり、すぐに対応できること▽他の施設では体験できない特徴的なプログラムがあること▽野外活動の雨天振り替えに際して室内プログラムが充実▽専門職員が配置され、相談に応じてもらいやすい状況があること▽行政の社会教育関係者だけでなく、学校関係者も定期的に意見交換できる場があること▽子どもたちの体調を管理する看護師が配置されていること

（矢内 忠教育ジャーナリスト）

# 評

●教育誌6月

## コロナ禍が問う学校の意義と役割

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、長期間の休業を強いられた学校も、政府の緊急事態宣言の解除により、6月から再開された。また、分散登校や短縮授業などを行っている学校があるもの

の、多くが通常授業に戻りつつある。このまま「元の状態の学校に戻りたい」というのが、学校関係者の願いだろう。しかし、残念ながら、学校はもう元には戻らない。いや、元に戻してはいけないのだ。例えば、臨時休業中にオンライン授業の導入が進められ、その拡大が今後の課題となっているが、学校が通常に戻れば、もうオンライン授業に取り組む必要はないのか。教員は、以前と同じ対面一斉授業をしていけばよいのか。学力向上の掛け声の下、少しだけアクティブ・ラーニング(AL)を採り入れながら、知識注入重視の授業を行っていればよいのか。そもそも、オンライン教育のみで、知識を得ることが可能な時代における、学校の意義とは何か。

### 対話・協働が学校の中心に

学校関係者の多くが、休業中に先に挙げたような疑問を感じていたはずだ。だが、目に見える学

力向上を求める保護者や教育行政の圧力は、コロナ禍の後も変わらない、複雑化していく子どもたちの問題行動にも、日々対応していかなければならない。異例の長期休業という事態も、毎日の多忙な業務の中で、いずれ忘れられていくのかもしれない。だが、学校をめぐる子ども、保護者、教職員、一般社会の意識は、確実に変わりつつある。管理職など学校関係者が、これから考えていくべきことは、長期休業による学習の遅れを取り戻すことだけではない。

「教育展望」(教育調査研究所)は、特集「教科等横断の視点に立った教育」を組む。天笠茂千葉大学特任教授による「教科横断的な学びとカリキュラム・マネジメント」は「生きる力」の育成や総合的な学習の時間の創設など、教科横断的学習が重視されるようになった経緯を解説する。

また、同誌は、白水始国立教育政策研究所総括研究官による提言「ポストコロナ時代の学校教育に向けて」を載せている。氏は「休校措置が続き、学校との間に距離が置かれることによって、大人も子どもも学校の存在理由や学校教育の役割について熟考せざるをえなくなっている」という。

長期にわたる学校休業の中、マスクミを中心に話題になったのは、学習の遅れへの心配と子どもを預かる学校の保育的役割の再確認だった。これに対して、氏は「価値観の醸成や人格形成が休校によって損なわれるという議論はほとんど聞くことがなかった」と振り返る。そして、学校関係者に対して「今こそ子どもたちに培ったはずの人間性が試されていると考え、児童生徒が日々の教育成果を主体的に発揮していると信じていたかどうか」と問い掛ける。

政府の「GIGAスクール構想」によって、オンライン授業が拡大すれば、知識の伝達は、それで賄える。その時、学校のメリットは、仲間と直接的に対話、協働できることだろう。まさに「主体的・対話的で深い学び」が、これからの学校の存在理由そのものとなる。氏は「単に子どものお世話を引き受け、知識・技能の講義を行うだけでは、子どもたちに居場所を家庭から学校に戻しただけと思われかねない。両者をあまりはつきりわけず、融合して、対話を通して学ぶ場に学校をできるかが大事だろう」と述べる。

「指導と評価」(日本図書文化協会)は、特集1で「主体的に学習に取り組む態度」を育む」を組む。家庭学習やオンライン授業も、主体的に学習する意欲がなければ効果はない。長期化する学校休業の中で、学校関係者の誰もが、その重要性を痛感したはずだ。

櫻井茂男筑波大学名誉教授による「主体的に学習に取り組む態度」をどうとらえるか」は、今

年度の小学校から順次実施に入る新学習指導要領の求める資質・能力の一つが「学びに向かう力、人間性等」であること、観別学習評価の新観点の一つが「主体的に学習に取り組む態度」であることを再確認している。不適切を承知で言えば、新学習指導要領の開始とコロナ禍が重なったことには、歴史的に見れば、何か大きな意味があるのかもしれない。

**中谷素之**名古屋大学大学院教授による「**主体性を育む自己調整学習の指導**」の中で、氏は「効率、成果第一の価値観から、人と人が直に向き合い、対話する機会が制限される今般のコロナ禍において、学校教育は学ぶことの意味、進歩・発展することの意味が改めて問い直されているのかもしれない」と述べた上で「学びのなかで自ら頭を悩ませ、知識の理解と創造に向かう、人間性に基づく学力観こそ、再生する学校教育の未来に必須なものとなるだろう」という。

## 全国一斉休業の功罪

ところで、2月27日の安倍晋三首相による唐突な全国一斉休業要請は、その時点では法的根拠が全くなく、いまだに評価が分かれている。

「月刊プリンシパル」(学事出版)は、巻頭インタビューで、パックスの愛称で知られるお笑い芸人のパトリック・ハーラン氏に聞いた「いまこのときだから学校の在り方を問い直す」を載せる。氏は、休校は致し方ないとしながらも「政府が他の職場には具体的な要請を出さず、まず学校と飲

食観光業だけに休校や自粛をお願いしたのは、ちょっと不思議に感じました。『学校ならすぐ対応するだろう』『家にいる保護者ならすぐ対応できるだろう』といった、政府や社会全体のある種の甘えがそこにあつたように思います」と感想を語っている。欧米諸国などは、感染防止のため、罰則付きのロックダウン(都市封鎖)を強行した。外国人から見れば、単なる自粛要請で素直に休業してしまふ日本の社会の方が不思議なのだろう。

「月刊教職研修」(教育開発研究所)は、緊急企画「**全国一斉休校要請を受けて③**」「**全国一斉休校要請**」で見た課題は」を組む。このうち、村上祐介東京大学大学院准教授による「**自治体が国の要請を受けた背景と今後の課題**」の中で、氏は「休業や外出制限など一般社会の規制とセットで学校が休校になるのであれば仕方ないが、これらを野放しにした状態で学校のみ閉鎖したのは、感染予防の効果という面でも疑問が残る」としている。

一方、菱村幸彦国立教育政策研究所名誉所員による連載「**教育法規の応用講座**」の第147回「**法律からみた「一斉休校」**」は、当時の安倍首相の要請には「法的な拘束力はない」としながらも、「首相が行政の長として、行政の一環として行われる学校教育について見解を表明することは法的に問題はない」と解説する。

個人的な感想をいえば、学校の全国一斉休業は、社会全体に感染防止の緊急性、重要性を訴える役割があつたと思う。実際、全国一斉休業を境に、

企業の時差出勤やテレワーク(在宅勤務)がほとんど広がったことから見ても、それは成功したと言える。全国一斉休業によって、一瞬で社会の空気が変わった。まあ、法的根拠がなくても、学校は政府の要請に必ず従うはずと、教育関係者が甘く見られただけなのかもしれないが……。

いずれにしろ、これから新型コロナウイルス感染の第2波、第3波が襲来する可能性は高い。その際、全国一斉休業のような措置を取ることは、もうないだろう。ウイルス感染は、いわば自然災害だ。各自治体や学校は、感染防止を想定した防災マニュアルを確立させておく必要がある。

同誌は、特集1で「**新学習指導要領下の学習評価・テストはどうあるべきか**」を組む。田村学園大学院大学教授による「**そもそも学習評価・テストは何のため?**」、市川伸一東京大学名誉教授による「**資質・能力から評価・テストの改善を考える**」などの所論が並ぶ。学習評価は、先に紹介した「指導と評価」などがたびたび特集しているが、同誌が学習評価の特集を組むと、新学習指導要領もついに実施に入つたという実感が湧く。

また、特集2では「**1人1台PCの衝撃——学校現場に要請される課題の整理**」を組む。学校休業の長期化を受けて、政府は「GIGAスクール構想」の完成を、2023年度から20年度に前倒しして、全小中学校に「1人1台」の情報機器を整備することになった。学校現場にすれば、突然降って湧いたような出来事だ。逆に言えば、情報機器がないので、オンライン授業などはでき

ないという言い訳は、これから通用しなくなる。

豊福晋平国際大学グローバル・コミュニケーション・センター准教授による「3人に1台時代から1人1台時代へ」は、GIGAスクール時代のポイントを解説する。例えば、これまでの教育用パソコンは、学校の備品であり、教員が教具として活用するものだったのに対して、GIGAスクールの情報機器は「端末を文房具のように使いこなす」ものとなる。文房具は、学校でも家庭でも使うものだ。そうすると、携帯電話やスマートフォンを持ち込みを認めるべきかどうかなどの議論をしている場合ではなくなる。

## ICT化と「教育ファースト」

経済産業省が主導する「EdTech」（エドテック）など教育の情報通信技術（ICT）化では、ICTを授業などで使用することで、子ども一人一人に応じた学習の「個別最適化」が実現すると主張される。「総合教育技術」（小学館）は、特集2で「PC1人1台時代の学力向上策・生徒指導を考える『個別最適化』で子どもを伸ばす！」を組んでいる。

稲垣忠東北学院大学教授による「子どもが授業以外でも学べる環境を整備し授業そのものを変えていく必要がある」で、氏は「一斉授業の中で子どもが1人1台のコンピュータを使えばそれが個別最適化なのではなく、現在の授業そのものを変える必要があるのです」という。

また、片山敏郎新潟市教育委員会指導主事によ

る「グループで個別最適化を行うことにより授業が変わり、子どもの主体性が高まる」も、個別最適化の授業を「一言でいうと『目標は一緒だけれど、それぞれの子どもがしていることは違う』というものです」と説明する。そのため、授業では「最後に相互評価をして褒め合い、認め合う場面をつくるなど、必ず友だちと交流する必要があります」という。

どうやら人工知能（AI）時代の教育は、ICTを使って学習したデータをAIが分析することで、学習の個別最適化が実現できるというような簡単なものではないようだ。取りあえず、学校現場としては、新型コロナウイルスによる再度の学校休業の可能性、オンライン授業の拡大などを想定して、その時に学校における授業はどうか考えるべきかを考える必要があるだろう。オンライン授業やAIによる個別最適化の教育が進みつつあるのに、学校の授業は従来通りでは、学校の意味がなくなる。コロナ禍は、GIGAスクールの急速な推進という思わぬ事態を学校にもたらすことになったが、休業長期化により、子どもたちがいなくなった学校の中で、教育のICT化とは何かを教員が見詰め直すきっかけにもなったはずだ。

また、同誌は特集1で「新型コロナウイルス、事件・事故、天災に負けない！ いま見直す『学校の危機管理』」を組んでいる。新型コロナウイルスへの対応だけでなく、防災教育、事件・事故までを含む危機管理を扱っている。

政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会

議のメンバーでもある岡部信彦川崎市健康安全研究所所長による「未知の部分については楽観的にならず、一方で過剰に不安を感じることはないように」は、地域や学校ごとの感染状況を把握・分析できるようにするため、日本学校保健会の「学校等欠席者・感染症情報システム」を活用するよう呼び掛けると同時に、教員に対して、感染リスクの高い場所に行くのを避けるよう求めている。

また、氏は、安倍首相の全国一斉休業要請について「私たちの見解としては、休校するかどうかは地域によって決めるべきだと考えていました」と、やや奥歯に物が挟まったような言い方をしている。

矢崎良明学校安全教育研究所事務局長による「想定外の事態にも対応できる知識と体制を整えて危機の発生に備える」と、危機管理アドバイザーの国崎信江氏による「めざすべきは子どもたちが主体となり地域社会に貢献できる防災教育」は、いずれも「子ども自身が危険を予測し、回避する力を付けるという考え方が必要になっている」（矢崎氏）。「学校の先生が指示した通りに行動させる防災教育ではなく、そのとき得た知識から何を学び、それをどのように発信・行動していくのかを意識した活動でなければなりません」（国崎氏）など、子どもの主体性を重視した安全教育、防災教育の必要性を説いているのがポイントだ。これは、新型コロナウイルスの感染予防教育にも通じるだろう。この他、横浜市立鴨居中学校の「常に不測の事態を想定し『学校応援団』をつくっておく」などの実践レポート3本が載る。

GIGAスクールの関係では「月刊高校教育」(学事出版)が、特集「ICT改革に乗り遅れない!」を組んでいる。高校は「1人1台」整備事業の対象外だが、小中学校よりも早くICT化が進むと考えられる。

鈴木謙介関西学院大学准教授による「情報化社会とはどういう社会か」は、従来の情報化とこれからの情報化は、全く異なると説く。氏は、「これからの情報化社会において重要になるのは、アナログの情報をデジタルに変換するITスキルだけでなく、新しく生み出されるデータを解析するための能力なのです」と述べ、相手の気持ちに對する想像力、相手に自分の答えを説明する表現力、語学力などが問われるという。

国立教育政策研究所の藤原文雄、白水始の両氏による「高度情報技術の進展に応じた教育改革—国研「教育改革」プロジェクトについて—」は、英国教育省の資料を基に「ペダゴジー(教育・教育学)は、常にテクノロジの前に位置すべきものである」というEdTechによる学校改革の原則を説く。いわば「教育ファースト」ということか。安倍政権によるGIGAスクール構想の必要性を認めながらも、なぜか素直に支持できないのは、そこに本当に「教育ファースト」があるのか、という疑問が、常に付きまとうからだろう。

## 不登校の対策は「未然防止」

新型コロナウイルスによる学校の休業が長期化する中で、不登校児童生徒への対応が、一部で注目を集めた。

「月刊生徒指導」(学事出版)は、特集「不登校の不安」に引き合う」を組む。

相馬誠一東京家政大学教授による「不登校の問題の本質と教育の流れ」は、不登校という存在を必ずしも否定しなくなった社会の流れを評価しながらも「むしろ、不登校をした子に学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立のリスクがあまりに大きいことに警鐘を鳴らしたい」という。不登校は、単なる教育問題ではなく、将来の社会保障に関わる問題として検討すべきだというのが、氏の見解だ。

小野憲国立教育政策研究所総括研究官による「不登校の未然防止のために」は、「魅力ある学校づくり調査研究事業」は、文科省の問題行動調査などの分析を基に、不登校を減らす鍵は、学校復帰者を増やすことよりも、新たな不登校者を生まないようにする「未然防止」にあると説明。その方策として、氏が強調するのが「わかる授業」の提供と、良好な人間関係のある「雰囲気の良い集団」づくりだ。ある意味、学校関係者にとって、拍子抜けするような答えだろう。しかし、普段からそんなことはしていると思いついていて、逆こそ、逆に、自覚的、具体的に取り組んでいく必要があると氏は指摘する。

「学校事務」(学事出版)は、特集「夏季研究大会(集会)に行こう!〈2020年度〉」を組んでいる。学校事務職員関係団体の夏季研究大会などの内容を、事前に紹介するという定例企画のようだが、コロナ禍で教育関係の各種大会や集会

が軒並み中止となつて現在の現在、こんな特集はいかなるものか。案の定、各団体の記事の冒頭に「今年度の大会は中止・延期となりました」というただし書きが付いている。教育雑誌も売れなければならぬ。それには、団体などの定期購読を大切にしなければならない。そんな事情は分かるのだが、こんな特集を平然と組むようでは、編集者の目線が内向き過ぎると言わざるを得ない。もともと、学校事務職員の立場や意見を、外に向かつて発信していくような雑誌にしてほしいと願う。

「特別支援教育研究」(東洋館出版社)は、特集「作業学習と各教科等のつながり」を組んでいる。文科省の中村大介特別支援教育調査官による「作業学習と各教科等のつながり」、名古屋恒彦植草学園大学教授による「作業学習の本質と今後の展望」本物の働く生活を生徒主体に」などの所論が並ぶ。

株式会社「ぎょうせい」は、大手出版社の一つだが、だいぶ前に「悠+(はるかプラス)」が休刊になって以降、教育雑誌を出していない。それが「新教育ライブラリ・Premier」という教育誌を新たに出した。隔月刊で全6巻というから、実際には雑誌というより、定期刊行の単行本に近い。第1巻は、特集1が「SDGsで変えるこれからの学び」、特集2で「ゼロから始める プログラミング授業」を組んでいるほか、連載企画も充実している。全6巻などと言わず、願わくば、ずっと続いていく教育雑誌にしてほしいものだ。

(斎藤剛史「教育ジャーナリスト」)

## わたしの学校経営

### 「日本一温かい学校」に取り組む

谷口克也・加賀市立錦城中学校校長(石川県)

本校は、石川県最南端の加賀市にあり、大聖寺十万石の城下町の歴史と文化にあふれる町並みに包まれている。18年前、校舎は世界的建築家の安藤忠雄氏の設計で新築され、地元産材「木」を積極的に使用し、宇宙船(未来へ飛び立つ)をイメージしたような楕円形の校舎となっている。今でも、国内外から校舎の見学に来校者が絶えない。

#### 生徒の自主的・主体的集団づくり

「日本一温かい学校」をスローガンに、教育活動を行っている。教師主導から生徒主導へ、管理から自治へ、強制から対話へといった、教師側の発想を転換させ、教育活動に取り組んでいる。

特別な活動は行わない。体育祭では、3年生を中心として縦割り活動を充実させる。合唱コンクールでは、体育祭でできた縦割りグループで事前発表会を行う。ここでは、3年生が1、2年生を指導する。掃除は縦割りで行う。ここでも、3年生が1、2年生を指導する。全校集会や学年集会、始業式や終業式、離任式や新任式まで生徒が司会をし、生徒が発表し、生徒が語る場面をたくさん設けている。卒業式ももちろんである。儀式を行

った後、生徒の司会により6、7人の生徒が、それぞれの思い出を語り、教師も語る。そして、卒業生と在校生が歌を交換する。

さまざまな場面で、上級生の語る姿を下級生に見せる。下級生にとつて3年生は模範となる。

教師は、常に黒子に徹し「仕掛けて」「指導して」できたことを「褒める」を繰り返す。教師は、生徒に対して具体的な活動を仕掛ける。そして、それがやりきれるように指導する。できたことは、生徒のおかげだと褒める。この繰り返しで、生徒自身が「次はこんなことをしたい」という気持ちになる。指導も必要なく、見守ることで、生徒はやりきる。これが伝統となる。まさに、自主的・主体的集団となり「日本一温かい学校」に近づくのである。現在、道半ばであるが、生徒が主体的に取り組む状況は確実に進化している。

校長のリーダーシップが問われ、組織的な学校運営という名の下に、指揮命令系統を明確にし、会議を簡略化していく傾向にある。私は、逆に会議を定例化し、事よっては会議を増やしている。特に、本校は教員30人の中で、私も含め今後3年間で11人が退職する。そして、3年後は30代後

半から40代前半が年長者となる。こういった状況の中で、若手リーダーの育成と若手育成のためのOJT(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)が自然に行えるシステムが必要である。

その鍵が、主任層への若手の登用とベテランが若手を補完、指導する体制の強化である。具体的には、20年度から30代と40代の若手主任を大幅に登用した。その下にベテランの副主任を配置し、常に相談体制を維持すること、校務分掌も若手とベテランをペアにして配置して、若手を主務者としてベテランに相談できる体制にした。

また、行事や新規課題ごとに若手中心の3、4人のプロジェクトチームをつくり、新規事業の推進を行っている。例えば、行事の改善やキャリア・パスポートの推進などで、この手法を採り入れた。結果、若手の参画意識とベテランのモチベーション(意欲)が高まった。若手もベテランも存在感がある事が鍵である。

さらに、若手のOJTの場として一番大切にしているのが学年会である。学年会は、道徳の指導案検討、学級活動や総合的な学習の時間の週ごとの計画、生徒指導の課題の検討など、会議の目的を意識させることで、ベテランの経験値を若手に伝える場として位置付けている。学年会の開催は、学年の一体感を育む。

このように、若手とベテランの同僚性を強めることで、職員にとつても「日本一温かい学校」が形成され、働きがいのある職場づくりにつながると考えている。

## 新しい時代にふさわしい授業

向山明佳・三重県立名張青峰高等学校教諭

## 授業を創る

2020年4月末現在、世界中を大混乱に陥れている新型コロナウイルスの感染拡大。日本中に緊急事態が宣言され、学校は長期休校となり、子どもたちの学習環境は、危機的状況にさらされている。この想像をできなかった状況において、

子どもたちとつながり、学習の機会を確保するためには、情報通信技術（ICT）を活用するしかない、学校は、クラウドをベースにした遠隔学習の導入に、一斉に動きだしている。

### クラウド学習環境で飛躍

16年4月、三重県立名張青峰高等学校が設立された。育む力を「未来を拓く力」「グローバル化社会で活躍する力」「人とつながる力」の三つとし、教育委員会が他校に先駆けて、校舎内に無線LAN環境を整備、普通教室に電子黒板機能付きプロジェクトを設置、生徒に1人1台タブレット端末を貸与するという、ICTをフルに活用する学校としてデザインされた。

しかし、当初から理念通りに進んだわけではなかった。要因として、導入された機器が思い通りに動かなかったことがあった。チューニング不足

で、Wi-Fi（ワイファイ）が場所や時間によって不安定になったこと、さらに、タブレットの動作が遅く、起動にかなりの時間を要したことなどにより、満足に授業ができない日々が続いた。

また、教員用の端末の画面をプロジェクトに映して授業をするというスタイルは早くから受け入れられた半面、生徒が持っているタブレットの活用は遅々として進まなかった。ついには、教員や生徒の間で、進捗する力を付けるために、ICTによる授業は不要ではないかという空気すら流れ始めた。そんな中で起死回生の原動力となったのが「クラウド学習環境」だった。

開校から3年目の18年、「クラウド学習環境」の全面導入を決めた。これにより、これまで紙に印刷していた案内文書や宿題、課題などがクラウドを通じて配信されるようになった。クラウドに配信されるということは、生徒のスマートフォンや自宅のパソコンでも見られることであり、目玉であったタブレット一本からの脱却を意味していた。生徒のクラウド環境への適応は早かった。使い慣れたスマホで課題をこなすことは、タブレットより使いやすかったのかもしれない。生徒への

広がりに引つ張られるように、これまで使わなかった教員にも広がっていった。授業では、プリント等の配布や回収が一瞬で終わり、無駄な時間が削減された。さらに、生徒一人一人の意見が瞬時に共有できるなど、授業の密度が目に見えて高くなっていった。

授業のスタイルとして、従来の授業である「一斉学習」、グループワークなどの「協働学習」、各自の習熟度に合わせた「個別学習」があるが、これらを授業時間内で素早く切り替えるためには、ICTの活用が必須である。さらに「クラウド学習環境」により、通学の時間や自宅学習の間でも教員やクラスメートとのつながりを維持したまま学習を進めることができ、従来の枠組みとは一線を画す濃密な学びを実現できるようになった。今では、難問をグループで解き、解答と分かりやすい解説を作り、クラウド上で見せ合う授業や、生徒からの質問によって解説を随時追加配信していく授業、ゲームの要素を採り入れ、生徒同士で楽しく競い合える授業など、新しい発想の授業が次々と生まれている。

従来のスタイルによる授業がまもなくなくなつた今、このような革新的な学習環境の存在に気付いていなかつた人々たちも、その流れに乗せられることとなった。教育の危機とも言える状況において、未来を生きる子どもたちに必要な力を見据え、従来の枠にとらわれないことなく、令和時代の授業を創っていく。それこそが私たちが現代の教員の使命ではないだろうか。

全国各地の教育情勢  
アンテナ

## ◎高校への支援員配置が奏功

秋田県教委は、高校生の県内就職をサポートするため、支援員を配置する事業を進めている。非常勤職員を学校などに配置し、地元企業を紹介する地道な活動を続けたこともあり、2020年3月卒の県内就職率が15年ぶりに70%台を超えた。離職率も全国平均を下回り、県教委は一定の手応えを感じている。

秋田県は、中小企業が大部分を占め、同僚や上司との距離が近い。「親身で丁寧な指導を受けている」との声がある一方で、県内企業を離職した若者からは人間関係の悩みのほか「自分が思っている仕事ではなかった」といった声も多く聞かれるという。

こうした状況を改善するため、県教委は04年から「就職支援員」として非常勤職員を配置する事業を開始。就職支援員は主に県内企業を訪問し、就職先の開拓や保護者、生徒の進路相談を担当。「ふるさと企業紹介」として地元優良企業を生徒にプレゼンテーションし、魅力を伝えてきた。現在、就職希望の多い県立高校などに27人が配置されている。

就職後のつまづきを防ぐため、17年からは「職

場定着支援員」も配置。秋田労働局などと連携し、高校1、2年生を対象に、県の求人傾向や労働基準法、就職に必要なマナーを教える就職準備セミナーを行っている。3年生には会社におけるマナーなどコミュニケーションを学ぶセミナーを開催。現在は4人が各校で活動している。

秋田労働局の調査では、県内の高卒者の3年後離職率は14年を境に全国平均を下回っており、最新の16年3月卒は34・4%と全国平均(39・2%)より約5%低い結果となった。

また、同局の今年2月末の調査では、20年卒業者の県内就職率が70・9%と、15年ぶりに70%を超えた。

高校教育課の就職担当者は「県内にも良い企業はたくさんある。事前に企業情報を伝え、県内就職率向上につながれば」と語る。

## ◎中高生の悩み、LINEで相談

埼玉県教委は、県内の中学校や高校に通う生徒を対象に、無料通信アプリ「LINE(ライン)」を使った相談窓口を6月15日に開設した。生徒が抱える多様な悩みや不安などの解消に役立てるのが狙い。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う臨時休業の長期化に対応し、当初予定していた7月1日の開始を前倒しする。事業費は約1000万円。

国立、私立を含む県内すべての中高校生に加え、義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学部、高等部を含めて計約34万人が対象となる。独自に

取り組みを実施しているさいたま市は除く。

相談窓口は、民間への委託事業として実施。平日の月、水、金曜日の午後5時から同10時まで相談を受け付け、臨床心理士などの資格を持つ相談員が対応する。

受付期間は当初12月28日までの予定だったが、臨時休業で子どもへの適切な心のケアが必要なことから、来年3月末まで延長して実施する。県教委は、学校を通じてLINE相談専用アカウント登録用のQRコードやURLを生徒に配布し、周知を徹底する。来年度以降も継続したい考えだ。

## ◎発達障害支援学級を初開設

東京都立川市は2021年4月、自閉症・情緒障害特別支援学級を、市立小学校1校に市では初めて開設する。発達障害などにより、通常の学級での活動に参加するのが難しい児童を支援する。

市としての受け入れを、現在実施している知的障害から発達障害にも広げるとともに、学校運営上も「教室」ではなく「学級」と位置付ける。

市は既に、知的障害を対象とする特別教室を、各小学校に開設している。新学級では、知的障害はないが、学習に向き合うのが難しいなど発達障害がある児童を受け入れる。

現在の知的障害特別支援の場合、市では対象児童が通常の各学級に在籍し、週に2〜4時間程度、校内の支援教室に通う。これに対し、新学級では児童がその学級に在籍し、1日を通して指導を受ける。学区は市内全域とし、児童は原則として、

保護者の送迎で通学する。

学級の名称は、開設される小学校の児童に決めてもらう考え。市では、徐々に発達障害支援へのニーズが高まり、市民や議会から特別支援学級の開設要望が出ていた。多摩地域で既に実施している市も多く、立川市としても新設することにした。

### ◎再度の休業に備え計画ガイドライン

長野県教委は6月10日、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、各校が作成する「学びの継続計画」のガイドラインをまとめた。計画は、再び臨時休業となった場合に、遠隔学習を充実させ、通常登校時と同じ学習進度を目指す内容。新型コロナウイルスによる臨時休業により、県内の学校の学習進度が遅れたことに対応した。

県教委によると、5月末までの学習進度の平均は通常登校時を100%とすると、小学校が32・3%、中学校が32・1%、高校では42・7%だった。学習進度が20%以下だった小中高校は、全体の16〜40%あった。

計画では、学校や家庭での情報通信技術（ICT）活用環境が整っているか、児童生徒に自律した学習をさせられるかといった現状を各校が把握し、その状況に応じて、通常登校時と臨時休業時の対策を各校で取る。具体的には▽Web会議システムで児童生徒とのやりとりを可能にする▽授業を撮影した動画を保存し復習できるようにする——などの対応がある。

原山隆一教育長は、定例会後の記者会見で「再

度臨時休業になった際、学びの継続は必要。計画を策定するべくガイドラインを示していきたい」と述べた。

### ◎引きこもり、不登校の相談施設

静岡県磐田市は、引きこもりや不登校で悩む人やその家族を支援するため、相談会や交流会を開催できる一戸建ての施設、磐田サポートハウス「ほつと」を開設した。市役所や学校に相談しづらい人も気軽に訪れることができる場所として活用する。

建物は2019年に解散した一般社団法人徳行報徳社が寄付し、市が一部改修した。延べ床面積は約130平方メートルの木造2階建てで、不登校となつた児童生徒をはじめ、さまざまな年代の人の居場所として使える広間や相談スペースがある。

施設は、悩みを抱える本人や家族が思いを共有でき、支え合うことをコンセプトにしている。子ども・若者相談センターで相談を受け付けた不登校の高校生や20〜30代の引きこもりの人を対象とした相談会を行うほか、同じ悩みを抱える人が交流できる家族会も開く。この他、9月からは学校を担当するスクールソーシャルワーカーが週1回常駐し、不登校となつた児童生徒や家族の相談に応じることも検討している。施設にはキッチンもあり、グループでの料理や宿泊体験もできる。施設に常駐の職員はいない。相談を希望する人には、市役所や学校などを通じて施設を紹介する。

子ども・若者相談センターの担当者は「引きこ

もり、不登校を抱える人の状況はさまざまに家庭の負担も大きい。施設を活用して少しでも悩みを軽減したい」と話している。

### ◎学校衛生サポーターを配置

滋賀県草津市は、小中学校で新型コロナウイルスの感染防止対策を実施する「学校衛生管理サポーター」を各校に配置する。教職員の感染防止対策の負担軽減を図る。

サポーターは、規模に応じて各校に1〜2人を配置。普通教室や手洗い場、給食配膳室、図書室、家庭科室などで、授業前後に換気や清掃、消毒といった業務に当たる。

サポーターは、新型コロナウイルスの影響で収入が大幅に減少した人や雇い止めにあつた人を対象に、会計年度任用職員として任用。市内全小中学校計20校に22人を配置する。月給は11万4285円で、別途期末手当と旅費を支給する。総事業費は約3100万円。

サポーターはハローワークで募集し、6月下旬に任用。学校では、平日午前7時半〜午後5時のうち、校長が指示する6時間に業務に従事する。

### ◎修学旅行の実施を全国に依頼

京都市は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で延期された京都への修学旅行の実施を依頼する

■2020年（令和2年）6月26日 内外教育 第3種郵便物認可

文書を、都道府県の教育長や政令市の市長らに送付した。6月10日に計206通を発送した。

市には、年間約100万人の修学旅行生が訪れるが、今年は4〜7月に予定されていた修学旅行が延期になるなどしており、現在も各自自治体が修学旅行を実施するか否かを検討している。

文書では、修学旅行生に感染が疑われるケースが発生した場合に備え▽修学旅行生専用の24時間感染電話相談窓口の開設▽迅速なPCR検査の実施といった適切な検査・医療体制の整備▽検査結果が判明するまでの待機場所の確保——などに取組むと説明。修学旅行生の健康を守り、安心して日本の歴史や文化を学んでもらえるよう準備すると強調している。

市は、8月下旬ごろまでに対策を整備する方針。担当者は「修学旅行は貴重な勉強の場。しっかりと対応してお迎えしたい」と話している。

### ◎未就学児に図書カード配布

大阪府東大阪市は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、未就学児への図書カードの配布など子育て家庭の支援を強化する。家庭で過ごす時間を有効に使うための狙い。また、家計や経済情勢の悪化に対応し、水道料金の減額や商店街への補助、デリバリーを始める飲食店などへの支援も進める。

市によると、未就学児や府外の学校に通う児童生徒に2000円分の図書カードを配布する。府も小中学生らに図書カードを配布しているが、対

象に含まれない子ども約1万1600人に市独自に対応する。市内の小学校など51校では10月までの5カ月間、給食費を無償化する。

水道料金は4〜5月から4カ月間、24万世帯・事業所で半額にする。緊急事態宣言に伴う休業要請の対象に含まれなかった商店街には、感染症対策に掛かった経費を上限100万円まで補助し、デリバリーに参入する飲食店には業者への登録料2万円や、利用に必要なタブレット端末を支給する。

給食無償化の事業費は3億2100万円、6月補正予算に計上。それ以外の支援策は、5月の臨時議会で補正予算が成立した。

### ◎ネット授業「ノウハウ動画」公開

鳥取県教委は、県立高校などで実施したオンライン授業のノウハウをまとめ、動画投稿サイト「ユーチューブ」で公開を始めた。新型コロナウイルスによる制限があっても確実に授業を進めるため、県内外の学校に参考にしてほしい考えだ。

動画は1本5分程度。県教委職員が撮影、編集した。学校の活動紹介が5本、各学校分を集めたダイジェストと活動内容を詳しく解説する説明版がそれぞれ1本で、計7本を予定。初めは高校と小学校の動画2本を公開した。

高校の動画ではまず、1学年が登校し、2学年が在宅でオンライン授業を受ける体制を紹介。オンライン上で教員と生徒が同じ画面を見て授業を進める「画面共有型」と、教材をホワイトボード

に投影するなどして教員の講義を配信する「投影型」の2種類に分けて実施方法を説明した。

「画面が近く見やすい」「双方向でなく質問しづらい」といった生徒の感想を紹介。教員の「生徒の反応が見えないところが苦労する」といった指摘や、「ゆっくり話す」などの工夫、「オンラインでは知識、学校では思考力をポイントとする」といった考え方も盛り込んだ。

この他、オンラインによる小学校での実証授業も公開。図を使って仕組みを説明している。

鳥取県は5月7日から、公立の小中高校で授業を再開。中でも一部の高校は、同27日に通常の活動に切り替わるまで、学校ごとにオンライン授業などを採り入れた工夫がなされてきた。

県教委教育総務課の小谷智子参事は「各学校で第2波が来る前に研究してもらいたい。動画が参考になれば」と話している。URLは、<https://www.youtube.com/channel/UC1-MN5E7223mU6b1-Elr5A>

### ◎県立校のインターネット回線増強

岡山県は6月11日、新型コロナウイルス感染症拡大の第2波による、県立学校の臨時休業に備え、学校と外部をつなぐインターネット接続回線を増強すると発表した。想定されるオンラインの遠隔授業を円滑に実施できるようにする狙いで、記者会見した伊原木隆太知事は「学校からインターネットを外につなぐ回線は大変貧弱。県単独事業として増強する」と語った。

県教委によると、10月末をめどに整備する。伊原木知事は「三つのクラスで一度に授業すると遅延が起きた学校もある」との例を紹介。「遠隔授業はどこにポトルネットワークがあつてもうまくいかない。きちんと補強していきたい」と語った。

### ◎タブレットやルーター貸与

山口県教委は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化する中、県立学校の生徒らを対象にモバイルルーターやスマートフォンを貸与している。通信環境が整っていない家庭の子どもにもオンライン学習を促すのが狙い。事業費は約1億4800万円。

県立学校は5月25日から再開しているが、今後想定される感染拡大の第2波に備えて継続して貸し出す。

通信環境が整っていない家庭やタブレット端末を持つていない高校や特別支援学校の生徒らが対象。ルーターは約1100台、スマホは約650台を用意した。通信容量は10ギガバイトを想定し、通信費は県教委が負担する。

生徒らは、教員が制作し、インターネット上で配信する国語や数学など5教科の授業動画や、NHKの教材を通じて学習する。

オンライン学習の中心は休業期間中に学ぶはずだった内容。オンライン教材を充実させ、再開された対面授業の補完としても位置付けたい考えだ。

高校教育課の担当者は「感染拡大の第2波で（対面授業の継続などが）今後どうなるか分から

ない。オンライン学習用として、貸与を維持することが大事だ」と話している。

## SPOT スポット

中央の動きを伝える

### ▽共通テスト日程2パターン

文部科学省は6月19日、来年の大学入試日程を正式に発表した。センター試験に代わり、初めて行われる大学入学共通テストは、1月16、17日と30、31日の二通り設定し、新型コロナウイルス対策の休校による学習の遅れを理由に、出願時以後半の日程を選択できるとした。

毎年6月に大学などに通知する「大学入学者選抜実施要項」で示した。「学習遅れ」の条件は今後詰めるといい、浪人生は対象外になる見通し。病気などで受けられなかった場合の特例追試日を、2月13、14日も設けた。

私立大と国公立大の個別試験の開始日は従来通りとしたが、追試日の設定などを求めた。その上で、高校3年生で履修することの多い数学Ⅲなどの科目は、履修状況に応じ受験生が問題を選べるようにしたり「発展的な学習内容」からの出題は避けたりするよう要請した。

コロナの影響で秋以降に再び休業となり、大学入学時期が4月以降にずれ込む事態となった場合は、入試日程を「見直す」と明記した。

コロナ対策の長期休業を受け、文科省は大学入

試日程見直しを検討したが、全国の高校のアンケートで約7割が従来通りの日程を希望したことから、延期はしないと決めた。

### ▽鹿児島県、年内開催せず

日本スポーツ協会と鹿児島県などは6月19日、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、10月に同県で予定されていた第75回国体を中止し、来年度以降に延期することを正式決定した。同県で国体後に予定されていた第20回全国障害者スポーツ大会も実施を見合わせる。国体の中止、延期は史上初のケースとなる。

日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会、鹿児島県、スポーツ庁の4者が協議しての決定。両大会で延べ80万人の来場が見込まれて感染リスクが避けられないこと、各道府県で予選実施が困難となったことなどで年内開催が見送られた。

国体は2021年以降は三重、栃木、佐賀、滋賀の順に開催が決定済みで、4県は予定通りの実施を要望している。鹿児島大会を丸1年延期するか、三重などの後に回すかは今後調整する。日本スポーツ協会の伊藤雅俊会長は東京都内で開いた記者会見で、来年の実施時期は「今年と同じタイミングで考えている」と秋開催の方針を示した。

オンラインで会見に参加した鹿児島県の三反園訓知事は「できるだけ早く開催できるよう鹿児島県として努力していきたい。今後開催する県にご迷惑を掛けることになるが、ご協力をお願い申し上げます」と訴えた。



## スタディサプリ 三賢人の学問探究ノート(既刊3巻) スタディサプリ進路編

ポプラ社、単行本、各95～103頁、各1,200円+税

■2020年(令和2年) 6月26日 内外教育 第3種郵便物認可

こういう子どもは、学校の教師にとって扱  
いにくい生徒だったかもしれない。人工知能  
(AI) 研究の若手のホープ、松尾豊東京大  
学大学院教授、「動的平衡」を唱え新しい生  
命観を提起した福岡伸一青山学院大学教授、  
動物行動学・自然人類学の長谷川眞理子総合  
研究大学院大学長——。本書シリーズで取り  
上げたこれら「賢人」たち計9人が「いか  
にして私はこの学問を専攻するようになった  
か」について語っている。大方が、幼少期か  
ら説き起こすそのストーリーは波瀾万丈とは  
程遠い。だが、9人に共通し  
たシルエットがある。一つの  
“正解、に対し、何かしら違  
和感を抱く子どもたち、とい  
うことだ。これまでの学校教  
育が、やや苦手としてきたタ  
イプの人たちだろう。

無論、編者が狙っているも  
のがある。「はじめは、小  
さな気づきだった」(カバ  
ーから)。小中高校の新学習指  
導要領の下で育成することが  
期待されるのも、恐らくこうした知の最前線  
を切り開くような人材群だ。刊行はコロナ禍  
で学校の全国一斉休業が進行中だった今年3  
月。自宅で進路指導の副読本として読んで  
もらえれば、というタイミングだった。

補助線のようにうっすら見えるのが、コロ  
ナ後の学校教育というテーマ。折しも「9月  
入学」の議論が起り、すぐにしぼんだ。

最もエッジ(縁)が立っている、と思われ  
るくだりをつ。現代哲学が専門の柴田正良  
金沢大学副学長(当時)の語りから。

「皆さんに、ずっと仲のいい友だちがいた  
としましょう。それはもう、小学校・中学校・  
高校と、ずっと何年もつきあっているような、  
何でも話し合える深い間柄の友だちです。あ  
る日突然、その友だちが交通事故で亡くなっ  
てしまいます。すると、亡くなった友だちの  
頭の中に、人間の脳ではなくてコンピュータ  
のマイクロチップが詰まっていたことがわか  
ったとしたら」

この後、文章が続き、一つの「正解」らし  
きものが提示されるのだが、今はここで切っ  
て、さて何を感じるか。柴田  
氏はこうも言っている。

「ロボットというものに興  
味を持つとは、ふたつのルー  
トというか方向性があると思  
います。ひとつ目は認知科学  
や計算科学などと呼ばれるよ  
うな、ロボットにさまざまな  
能力をどう実現していくかと  
いう、技術的な研究の方向性  
です。これはもう、この方向  
に進む人には、いけるところ

まで行ってほしいと率直に思います。(中略)  
もうひとつが、ロボットと人間との共生につ  
いての話。私の研究テーマであるロボットの  
『心』についてだとか、ロボットと人間はい  
つか戦わなくてはならないのかとか、そうし  
たテーマです」

恐らく、ロボットの進化を止めることが  
できず「人間より人間らしい心を持った」ロボ  
ットもいつか必ず出現するだろうという。う  
ーん、やっぱり怖い。

(矢内 忠=教育ジャーナリスト)



## プール活動と指導・監督体制

### 教育法規 あ・ゆ・か・せ・と



プールで歓声を上げる子どもたち。夏の風物詩である。新型コロナウイルス問題の余波でどうなることかと危ぶまれていたが、感染症対策の実施を前提に、ようやくゴーサインが出た（スポーツ庁「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」令和2年5月22日付事務連絡。依然、消極的な意見が多いものの、かすかに光明が見えてきた。

### 常時監視と役割分担の徹底

だが、教員の中には憂鬱な気分になっている者が少なくない。事故の発生を恐れてのことである。水の事故は、毎年後を絶たない。特に、幼稚園や保育所に通う園児、小学生は、その成長発達段階から言って、いくら安全指導を丁寧に繰り返そうとも、おのずと限界が存在する。畢竟、指導に当たる教員の負担は大きいものになる。

この点、スポーツ庁は「集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されるようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること」として

いる（スポーツ庁「水泳等の事故防止について〈通知〉」令和2年4月28日付2ス庁68号）。いずれも学校現場の「常識」と言っても過言ではない。

だが、言うはやすく行うは難し。同様の事故が、繰り返し起きています。保育所プール事故損害賠償請求訴訟も、その一つと言える（京都地方裁判所判決令和元年5月16日）。京都府下の私立保育所において、プール活動中に園児が呼吸停止状態となり、後に低酸素脳症で死亡した事案である。遺族は、保育士らが適切な監視を行わなかったという注意義務違反により園児が溺水したものであるとし、保育所の設置者を相手に損害賠償の支払いを求める訴訟を提起している。

これに対し判決は、保育所側の監視義務違反を認定し、訴えを容れた。判決は、まず監視活動一般に関して「プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者と、プール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にする、事故を未然に防止するため、プール活動に関わる保育士等に対して、児童のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事

前教育を十分に行う義務があった」としている。スポーツ庁、厚生労働省などの一般的なガイドラインをトレースしたものと見える。

その上で判決は、保育所側は監視義務を怠ったと評価する。「監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けるなど役割分担を明確にして、プール活動中の園児らを監視し、その安全を確保すべき義務があったにもかかわらず、これを怠り、適応人数18名の本件プールに30名もの園児を入れて、監視困難な状況を作出し」、役割分担もせず、しかも、一時的にプールを離れたり、他の作業をしたりするなどして、結果的に保育士1人で30名もの園児を指導、監視することになったという判断である。

プール活動や水泳の指導は、極めてハイリスクである。園児や小学校低学年の児童の場合、その特性上、リスクはより一層高いものになる。幼児は、大人よりも転倒しやすく、転倒してしまうと起き上がるのが困難である。しかも、面積の小さいプールで幼児が密集した状態で行われることが多く、他の幼児との接触による転倒のリスクが常に存在し、水中で異常が発生したとしても発見しにくいからである。

だが、多忙化と慢性的な人手不足が相まって、「常時監視」と「役割分担の徹底」という大原則さえもおろそかになっていく。同じ轍を踏まないうために「当たり前のことを当たり前に行っている」という姿勢を原点に立ち返り再確認する作業が、求められている。

（坂田 仰）

第6838号

## 内外教育

### ラウンジ

#### 日本と違う日本

○：新型コロナウイルスの脅威で、全国の学校などが長期にわたって閉鎖された。大都市圏の状況は連日報道されているが、それ以外の地方や児童生徒の日常はどうなっているのか。特定警戒都道府県内にあり、大都市圏の中心部から電車で1時間ほどの距離に位置する地方都市と、それを囲む3市3町で見聞した現実の一端を報告しておく。

○：ここは、日本のどこにでもあるような地域である。七つの市町には、高校だけで十数校が立地する。住民の大半は周辺の中小企業などに勤務し、あるいは自営業を営む。コロナ禍でも、在宅勤務などは例外中の例外だ。大規模な集客施設はないし、夜の盛り場もない。緊急事態宣言が完全に解除された時点でも、この地域からの感染者の報告はない。

○：安倍晋三首相の要請で学校が閉鎖されると、祖父母に子どもの世話を依頼する保護者が増えた。ファストフード店の駐輪場には通学用自転車並び、昼食時間帯のファミリーレストランは子どもを連れた年配者で満席状態だった。孫と一緒に来ていた女性は、今どきの子どもの好みの食事を作るのは不慣れなので難しい、と苦笑した。

○：緊急事態が宣言されて店内での食事が制

約されると、買った食物を空き地で会食？

するグループが現れた。国道沿いのコンビニエンスストアで聞くと、来客数はやや減少したが、子ども連れの高齢者という新しい客層が増えた、という。孫と一緒に来た客によれば、ここで食べたいものを選ばせて持ち帰り、給食代わりにするようになったようだ。

○：管理人がいない広場には、球技などを楽しむ人たちの姿がある。汗を拭いている高校生に聞くと、休校の上に図書館や運動公園なども閉鎖されている、テレビは、同じようなコロナの話題や再放送番組が多く、ゲームにも飽きた。数年前、友人が次々とインフルエンザに感染して学年閉鎖になった時には恐怖を感じたが、今はただ退屈だ、と笑う。

○：当地でコロナに感染するとすれば、大都市生活者との接触による可能性が高い。しかし、来訪する人のほとんどはビジネスのためで、しかも日帰りだ。滞在は、児童生徒の在校時間と重なる部分が大いなので、通常の学校生活をしている方が安全ではないか。このような住民の声を何度も聞いた。

○：流行が収束すれば、学校の対応や問題点などの調査が行われるだろうが、文部科学省の意に沿わない報告は事実上難しい。小さな声にも耳を傾け、さまざまな実態を検証して偏りのない資料を集積し、今後の教育論や施策の参考としてほしい。それを願い、あえて時流に逆らう現実を紹介した。

(1)